

全産連ニュース

公益社団法人全国産業資源循環連合会 第14回定時総会を実施

（公社）全国産業資源循環連合会（以下、「全産連」）の総会が、東京都港区元赤坂「明治記念館」で令和6年6月14日（金）に開催されました。

永井連合会会長の挨拶に続き、議案審議が行われました。

議案では、令和5年度事業報告、同年度の決算及び任期満了に伴う役員改選が審議され、全て承認されました。

次に、令和6年度の事業計画に関する件及び同収支予算に関する件が報告されました。

その後、今総会で退任された役員の方々に感謝状が授与され、全産連会長表彰者についての報告がありました。

信越・北陸地域協議会の開催状況

○ 第69回信越・北陸地域協議会（令和5年10月31日 富山県富山市）

信越・北陸地域協議会の橘会長（富山県協会長）の挨拶、（公社）全国産業資源循環連合会（以下、「全産連」）の永井会長の挨拶に続いて、全産連の室石専務理事から「全産連からのお知らせ」と題する講演が行われました。

次に、令和6年度以降の協議会運営方法について報告が行われました。

その後、全産連への要望・質問事項等として、「信越・北陸地域協議会の全産連理事推薦枠に関すること」、「財源確保に向けた新事業への取組推進等」、「連合会主催会議の集合型開催」等をテーマとした意見交換を行いました。

また、各県協会への質問事項として、「建設部会をはじめ、各委員会・部会運営委員会の進め方について」等に関する意見交換を行いました。

○ 第70回信越・北陸地域協議会（令和6年4月11日 新潟市）

信越・北陸地域協議会の中村副会長（長野県協会長）の挨拶、全産連の永井会長の挨拶に続いて、全産連の室石専務理事から「全産連からのお知らせ」と題する講演が行われました。

次に審議に入り、「令和5年度事業報告及び収支決算報告」、「令和6年度事業計画（案）及び収支予算（案）」、「信越・北陸地域協議会役員等の推薦」、「全産連会長表彰の推薦」等を協議、承認されました。

その後、全産連への要望・質問事項等として、「大規模災害発生時の初動における業務継続への対応等について」、「manifesto販売の売上金額及び数量」、「会費の計算方法」、「理事数について」等をテーマとした意見交換を行いました。

また、各県協会への質問事項として、「災害発生時の初動対応マニュアルについて」、「災害廃棄物の処理を行うために要する諸単価等について」等に関する意見交換を行いました。

公益社団法人全国産業資源循環連合会の 令和6年度事業計画概要

産業廃棄物の適正処理を基本に、産業資源循環業界の振興に向け、人材育成、安全衛生、低炭素化、災害廃棄物対策等の事業に取り組む。

各事業の執行に当たっては、収支改善の徹底を念頭に置き、合理的・効率的・効果的な事業の進捗を図る。

I 適正処理の推進

1 マニフェストシステムの普及啓発

排出事業者及び産業廃棄物処理業者による適正処理確保のため、マニフェスト（産業廃棄物管理票）システムの普及啓発及び頒布事業を推進する。

正会員が使用している「マニフェスト管理システム」について必要に応じ機能の修正を行う。

2 産業廃棄物処理委託契約書標準様式等の普及啓発

排出事業者及び産業廃棄物処理業者の役割分担と責務を明確化し、双方の信頼と協力のもとで産業廃棄物の適正な処理を進めるために、「産業廃棄物処理委託契約書標準様式」及び「産業廃棄物埋立処分委託契約書（様式）」の普及啓発に努める。

3 産業資源循環に関わる各種調査・研究及び普及啓発

- ・最終処分場の早期廃止の実現に向け、業界内及び学識者等と連携を構築し、検討を進める。
- ・廃コンクリートのCO₂吸着効果の評価体制の確立に向けて、学識者等の協力を得ながら検討する。
- ・再生砕石及び再生粒度調整砕石等の利用を継続するための課題について、学識者等の協力を得ながら検討する。

4 優良認定制度の普及促進等

廃棄物処理法の優良産廃処理業者認定制度の普及に努めるとともに、優良認定制度の一層の普及にあたっての課題を整理・検討し、制度の必要な見直し等を国に適宜働きかける。

5 災害廃棄物処理支援

自然災害が毎年のように多発している状況を踏まえ、地方公共団体と正会員が平時から密接に連携し、災害発生後は直ちに正会員が産業廃棄物処理業者による支援の中心を円滑に担うことができるようにするため、災害廃棄物委員会の検討を中心に、特に、日頃からの備えの体制及び初動体制の構築を進める。

6 広報活動

(1) 不適正処理の排除と未然防止

① 不法投棄防止のための啓発、監視等公益事業活動への支援

正会員との連携のもと、不法投棄防止等適正処理のための啓発活動を行うとともに、不法投棄の監視及びパトロール等の活動への支援を行う。

② 支障除去事業等への支援等

原状回復活動及び適正処理推進事業等に支援・協力する。

(2) 産業廃棄物と環境を考える全国大会の開催

全産連、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター及び公益財団法人産業廃棄物処理事

業振興財団との共催によって、一般市民を含む幅広い参加を呼びかけ、第20回全国大会を令和6年11月15日（金）に岐阜県で開催する。

(3) 産業廃棄物総合専門誌「月刊いんだすと」の発行

産業廃棄物処理業界を中心としつつ、産業廃棄物の適正処理や資源循環に取り組む各種産業の情報のほか、脱炭素やサーキュラーエコノミー（循環経済）などの多様な課題に関連する情報を専門誌の立場から幅広く誌面に取り上げていく。

また、コンプライアンスを徹底するとともに、ジェンダー平等の実現など、SDGs（持続可能な開発目標）に配慮した誌面づくりに努める。

(4) ホームページ等の充実・活用

ホームページを通じて、全産連の事業活動の普及啓発を行う。最新の事業活動の状況を提供するとともに、産業資源循環に関する行政の動向その他最新情報を発信する。

Ⅱ 地球温暖化対策の推進

2050年カーボンニュートラルを政府が主導する中、産業資源循環業界が自らできること、他業界に期待することを区別のうえ、産業資源循環業界への支援方策の検討を行う。

また、カーボンニュートラル行動計画（仮称）に基づき、電子的手段を活用して実態調査等を実施し、同計画に定める削減目標の達成状況の確認等を行う。

このほか、2030年度削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向けた検討を行う。

さらに、2030年度削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に資するため、国から受託する事業主体となるなど先導的な脱炭素化に向けた取組を進める。

Ⅲ 人材育成の推進

1 産業廃棄物処理実務者研修会（eラーニング）

産業廃棄物処理に関わる全ての者を対象として、廃棄物処理法に規定する「委託契約」、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」などの基礎知識を習得するための研修会をeラーニングにて開催する。また、研修内容の充実化に向けた検討を行う。

2 産業廃棄物処理現場業務eラーニング講座

産業廃棄物の処理現場で従事している者を対象として、処理現場に係る「法令」、「安全衛生」、「作業工程管理」、「留意点等」について短期間で習得できるカリキュラムに編成し「収集運搬現場業務」、「中間処理現場業務」、「最終処分現場業務」の3つのeラーニング講座を提供する。

3 産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法基礎）

廃棄物を処理する上で必要な正しい法的基礎知識が身についていることを確認する試験（検定試験）を行う。今年度はより受験し易くするため、これまで年1回の一斉方式のペーパー試験に代え、9月と2月の年2回、全国に設置されている試験会場で受験ができるCBT（Computer Based Testing）試験へ移行する。受験資格は特に設けず誰でも受験することができる。合格者には、合格証カードを授与する。

4 業界としての人材育成及び資格制度の構築に向けた検討

業務主任者資格試験等の実現化に向けた検討を行う。

また、外国人技能実習制度について、引き続き、環境省等と協議する。

Ⅳ 協力支援事業

1 許可講習実施協力

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可申請に関する講習会及び特別管理産業廃棄物管理責任者講習会等に関する講習会の実施協力団体として、正会員とともに運営に協力する。

Ⅴ 労働安全衛生等への取り組み

令和5年度を実施初年度として5年間にわたり正会員が実施する「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画」の着実な実施に向けた支援を行う。また、事業所における安全衛生規程の普及、発生数の多い労働災害の防止対策を図るため、引き続き情報提供を行う。

当業界におけるこれらの取組については、関係する行政機関にも周知し、協力を求めていく。

Ⅵ 組織活動の活性化及び会員支援

1 振興法案及び振興方策の実現

産業資源循環業界の振興を図るため、全産連政治連盟と連携しながら、環境省、産業・資源循環議員連盟等に対し、振興法案の制定や法制度の必要な見直し等を働きかける。

2 表彰

産業廃棄物処理業の発展に貢献された方及び事業所並びに従業員の方々に、全産連会長名による表彰を行い、正会員の設立・組織拡充、事業発展等に多大な貢献が認められる者等に対し、全産連会長名による感謝状の授与を行う。また、国に対し、叙勲・各種大臣表彰等への推薦を行う。

3 全国会議等の開催

(1) 正会員全国会議等の開催

全国正会員会長会議、全国正会員事務局責任者会議及び正会員事業研修は、社会情勢を勘案し、必要に応じて開催（オンライン会議形式での開催を含む。）する。

(2) 地域協議会の開催

8つの地域協議会では、全産連の活動状況に係る情報を地域協議会内で共有しつつ、地域の実情に即した意見を集約する。全産連は各地域協議会の当該運営等に対し支援する。

4 委員会・部会・青年部協議会・女性部協議会の活動の推進

委員会及び部会の開催は、全てオンライン会議形式を基本とする。

(1) 委員会

① 総務倫理委員会

全産連の組織の強化、事業運営等に関する課題について検討を行う。

② 法制度対策委員会

廃棄物処理法等の見直しに関する平成28年3月31日付けの全産連要望事項の実現に向けて適宜取り組むほか、新たな法律の制定や規制措置等に関する国の動きについて適切に対応する。

③ マニフェスト推進委員会

マニフェストの使用状況や利用者ニーズを把握することによりマニフェストシステムの課題を抽出し、一層の利便性向上に努めるための検討を行う。

④ 教育研修委員会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施している許可講習会について円滑な実施協力のための検討を行う。

⑤ 安全衛生委員会

正会員が実施する「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画」の着実な実施に向けた方策を検討する。また、表彰制度についての検討を行う。

⑥ 災害廃棄物委員会

自然災害が多発している状況を踏まえ、近年の災害廃棄物処理の経験や課題をもとに災害発生時に被災地域等の正会員がより一層機動的に支援活動を行うことができるようにするため、平時からの体制強化等について検討する。

(2) 部会

産業廃棄物処理業における業態ごとの課題等を整理し、今後の事業展開の方向性等を検討する。これらの情報は正会員を通じて傘下会員企業等に共有する。

- ・収集運搬部会
- ・中間処理部会
- ・最終処分部会
- ・医療廃棄物部会
- ・建設廃棄物部会

(3) 青年部協議会

次代を担う世代の育成を図るため、青年部協議会が取り組む自発的な活動に協力するとともに、可能な範囲で支援を行う。

(4) 女性部協議会

多様な人材が活躍できる環境づくりのため、「持続可能な産業資源循環業界の発展」を目指す女性部協議会の自発的な活動に協力するとともに、可能な範囲で支援を行う。

5 関係機関・団体との交流、協力

環境省をはじめとする国の機関や諸団体、学会等との連携・交流を深め、必要な提言要望活動等を行う。また、行政機関や関係団体等が実施する調査検討委員会等へ委員を派遣する等の協力を行う。

6 会員への支援

(1) 関係制度への対応及び関連情報の提供

廃棄物処理法等の産業資源循環に係る制度及び関連税制等へ適切に対応するとともに、法令改正等の情報を収集・提供する。

(2) 産業廃棄物処理施設賠償責任保険及び業務災害補償制度

産業廃棄物処理施設で起こる万一の事故に備えるための第三者向け処理施設賠償責任保険及び業務災害時における補償制度について、斡旋及び紹介を行う。

(3) 斡旋等事業

DX（デジタルトランスフォーメーション）推進に関する支援の一環として産業廃棄物処理委託契約書や処理業務に関する電子化サービスの斡旋及び紹介を行うとともに、産業資源循環に資する書籍等及び協会会員の事業に有益な書籍等についても斡旋及び紹介を行う。

令和5年度会員の入退会の状況

1 正会員

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(1) 入 会 (2社)

支 部	社 名	代表者氏名	所在地	許可業種	入会年月日
上 越	(株) T.O.S	武田 祐一	上 越 市	収運	R 5. 11. 16
新 潟	世紀東急工業 (株) 北陸支店	藤川 智生	新 潟 市	中間	R 6. 3. 22

(2) 退 会 (5社)

支 部	社 名	代表者氏名	所在地	許可業種	退会年月日
長 岡	大平総業	大平 健一	小千谷市	収運	R 5. 8. 29
県 央	本間組	本間 勇	燕 市	収運	R 5. 10. 13
長 岡	鎌田養鶏 (株)	立川 正好	柏 崎 市	収運・中間	R 6. 2. 21
新 潟	日本道路 (株)	堀 吉伸	新 潟 市	収運・中間	R 6. 3. 4
三魚沼	津南町農業協同組合	石橋 雅博	津 南 町	収運・中間	R 6. 1. 31

2 賛助会員

(1) 入 会 (2社)

支 部	社 名	代表者氏名	所在地	口数	入会年月日
県 外	ファンファーレ (株)	近藤 志人	東 京 都	4口	R 5. 4. 1
県 外	日本テクノ (株)	馬本 英一	東 京 都	4口	R 5. 5. 23

(2) 退 会 (0社)

【正会員 新入会員 ご紹介】

○ (株) T.O.S 代表取締役 武田 裕一

〒943-0827 上越市栄町7-20

TEL 025-530-9915 FAX 025-530-9917

産業廃棄物収集運搬業 新潟県許可

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず/ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず/
がれき類/汚泥/燃え殻/廃油/金属くず

○世紀東急工業 (株) 北陸支店 執行役員支店長 藤川 智生

〒950-0901 新潟市中央区弁天1-3-11

TEL 025-365-3109 FAX 025-368-7109

<https://www.seikitokyu.co.jp/>

産業廃棄物処分業 新潟市許可

・中間処理（破碎）がれき類

令和6年度事業計画

本協会は、産業廃棄物の適正な処理、資源循環の推進を一層進めていくこととする。

このため、本年度は、引き続き産業廃棄物の適正処理対策への取組、資源循環の推進、不法投棄の防止はもとより、労働安全衛生や地球温暖化対策の取組、人材育成、社会貢献、災害廃棄物への対応等の事業を展開していく。

より効果的な事業展開を図るため、国の機関、新潟県及び新潟市等の地方公共団体、(公社)全国産業資源循環連合会(以下、全産連)等の関係団体との連携を一層強め、的確な情報の収集を行い、会員等に対する情報提供を一層進める。

具体的には、次の事業を実施する。

1 講習会・研修会事業

(1) 産業廃棄物処理業許可申請等講習会

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(以下、JWセンター)が実施する標記講習会に協力する。

なお、令和6年度は、事前にパソコンで講義ビデオを視聴して受講し、会場で試験を受けるオンライン形式及対面形式により実施されることとなることから、受講希望者等に十分周知を図る。(試験会場：朱鷺メッセ)

- ア 新規産業廃棄物の収集・運搬課程
- イ 新規産業廃棄物の処分課程
- ウ 新規特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程
- エ 新規特別管理産業廃棄物の処分課程
- オ 更新産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程
- カ 更新産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程
- キ 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習

(2) 産業廃棄物の処理に携わる人材育成

- ア 新入社員や経験の浅い従業員を対象とする新任者研修会を実施
- イ 産業廃棄物処理の幅広い基礎知識の習得を目的とした実務者研修会を実施
- ウ 収集運搬業に携わるドライバー等向けの研修会を実施
- エ 全産連が人材育成推進のために行う事業(産業廃棄物処理現場業務(eラーニング)、実務者研修会(eラーニング)及び産業廃棄物処理検定(廃棄物処理法基礎)等)の実施に協力

(3) 労働災害防止に係る研修

産業廃棄物処理業における、労働災害発生の予防的手段としてのリスクアセスメントの導入と併せて「安全衛生パトロール」、「安全衛生規程の作成」等を促進するための研修会を実施する。なお、研修会については、より多くの会員が参加できるよう複数個所で開催する。

(4) 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストに関する説明会や操作体験セミナーを実施する。

また、JWセンターが行う電子マニフェストに関するWeb講習会や説明動画の周知を行うなど、普及促進を図る。

(5) 県との共催研修事業の実施

排出事業者や産業廃棄物処理業者等を対象に、産業廃棄物の適正処理意識の向上を目的とする講習会、処理業許可申請説明会等を行う。

(6) 講師派遣

会員企業が廃棄物処理法の内容で社内研修を実施する場合、要請に基づき講師を派遣する。

2 産業廃棄物適正処理体制推進事業

(1) 産業廃棄物処理施設の整備促進

ア 下越、中越、上越の各産業廃棄物広域処理対策推進協議会に参画し、産業廃棄物の広域処理施設の整備促進に協力する。

イ (公財)新潟県環境保全事業団による「エコパークいずもぎき」の運営に協力・協調すると共に県内において計画される公共関与の廃棄物処理施設の整備に協力する。

(2) 適正処理の推進と不法投棄の防止

ア 産業廃棄物の適正処理やリサイクルの推進を図ることを目的とした、県の事業に協力し、県と共に排出事業者等を対象とした講習会を開催する。

イ 環境センター毎に設置されている「地区廃棄物不法処理防止連絡協議会」が行う不法処理防止活動に協力する。

(3) マニフェストシステムの普及啓発

ア 紙マニフェストの頒布を通じ、マニフェストシステムの普及啓発を図る。

イ 電子マニフェストについて、県や他団体と連携し、講習会や操作体験セミナーを開催するなどしてその普及拡大に努める。

(4) トップセミナーの開催

業界を取り巻く喫緊の課題にどう取り組むべきかといったテーマでのセミナーを開催する。

3 調査研究事業

(1) 産業廃棄物処理やリサイクルに関する調査

処理施設や処理技術等に関する調査を必要に応じて実施する。

令和2年度に着手した「再生骨材の在庫量調査」を引き続き実施する。

(2) 全国調査への協力

全産連が実施する各種の実態調査に協力し、情報の収集と蓄積に努める。

4 災害廃棄物処理体制の整備

新潟県と締結した災害廃棄物の処理協定に基づく支援活動が円滑に進むように、会員連絡体制を構築、維持する。

また、近年多発する大規模災害を想定し必要な調査及び検討を行う。

行政機関や関係団体等からの情報収集を行うとともに、関係者との意見交換、研修などを通じて体制強化を図る。

5 広報事業

(1) 機関誌の発刊

機関誌「循環協にいがた」を年1回発行し、会員や行政機関等関係者に配布する。

(2) 協会ホームページの充実、活用

会員情報、協会活動、関係機関からの提供情報を、広く発信するとともに、特に会員向けには、より詳細な情報を迅速かつ的確に提供する。このため、協会ホームページや会員に対するメールシステムの的確かつ効果的な運用を図り積極的な情報発信を行う。

(3) 適正処理啓発広報事業

県の補助金を活用し、産業廃棄物の適正処理の推進等を目的とした啓発事業を行う。
また、県や市町村が実施する啓発の場を活用して、広く取組を発信する。

6 処理業振興事業

(1) 処理業啓発用資料の活用

廃棄物処理法に関する啓発用資料を活用して、普及啓発活動を進めるとともに、必要に応じて資料を作成し周知活動を行う。

(2) 会員名簿

HPでの会員検索システムについて、随時更新を行い国、県、市町村及び関係機関等への周知を図る。

(3) 地球温暖化対策のための取組

全産連の低炭素社会実行計画に基づく取組や新潟県等の取組等への参加を図る。

(4) 資源循環の推進

リサイクル製品の開発、製造などに関する情報収集を行い、ホームページを活用して会員等に周知するなどして、資源循環の推進を図る。また、令和2年度に着手した「再生骨材の在庫量調査」を引き続き実施する。

(5) 労働災害防止事業

全産連の第3次労働災害防止計画を踏まえて策定した労働災害防止計画に基づき、目標の達成に向けて、労働災害防止事業を実施し、会員及び産業廃棄物処理に携わる者の安全衛生水準の向上を図る。

7 相談指導・連携事業

(1) 全産連との連携・協力

- ア 各種の会議や事業に積極的に参加し、連携を図ると共に地域協議会の運営に参画する。
- イ 各種の事業及び調査の実施に協力する。
- ウ 部会運営委員会及び委員会に参画する。
- エ 各県協会との連携・協力を努め、広域的活動に取り組む。

(2) 関係団体・関係機関との連携の強化

- ア 関係団体・機関との連携を強め、情報の交換・収集に努めると共に事業の実施について相互に協力するよう努める。

(関係団体・機関の例)

- ① (公財)新潟県環境保全事業団(理事:会長)
- ② (公財)新潟県暴力追放運動推進センター(評議員:会長)
- ③ 新潟県環境保全連合会(会員)
- ④ 新潟県産業廃棄物不法投棄監視県民ネットワーク会議(構成員)
- ⑤ 新潟県アスベスト対策連絡会議(構成員)

- ⑥ 新潟県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会（構成員：会長）
- ⑦ 新潟県フロン回収推進協議会（構成員）
- ⑧ 新潟商工会議所（会員）
- ⑨ 新潟県過積載防止対策協議会（構成員）
- ⑩ 新潟県廃木材リサイクル推進協議会（構成員）
- ⑪ 新潟県交通安全対策協議会（賛助会員）
- ⑫ 各地区廃棄物不法処理防止連絡協議会（委員：各支部（*注）長）
- ⑬ 下越地区産業廃棄物広域処理対策推進協議会（委員：新発田支部長、新潟支部長）
- ⑭ 中越地区産業廃棄物広域処理対策推進協議会（委員：県央支部長、長岡支部長、三魚沼支部長）
- ⑮ 上越地区産業廃棄物広域処理対策推進協議会（委員：上越支部長）
- ⑯ 新潟県中小企業団体中央会（会員）

*注 支部とは、協会の関連団体である新潟県産業資源循環協会支部の略称

イ 産業廃棄物業界をとりまく多種多様な課題に対応するため、関係団体・関係機関とより広汎な連携を進める。

(3) 照会・相談等への対応

会員はもとより、非会員、排出事業者等からの照会・相談に対応する。

8 社会貢献事業

環境関連事業を通じて社会参加をしている一員として引き続き環境関連等の活動団体への寄付をもって社会活動を高める。

9 一般事業

(1) 委員会の推進

各理事が分担して委員会を構成し、特定事項を推進するための企画立案調査等を行うことで、協会の運営及び事業の推進にあたる。

(2) 支部活動に対する助成

ア 協会の関連団体である支部が実施する産業廃棄物の適正処理の推進に係る事業活動に対し助成を行い、県内各地における啓発活動等の活性化を図る。

イ 不法投棄廃棄物の撤去事業・再生利用の促進に関する事業を実施する支部に対して特別助成を行う。

(3) 青年部会活動への支援

青年部会が実施する事業活動に対する助成を行い、青年部会活動を促進する。

(4) 協会組織の強化

ア 県との共催による講習会や処理業許可申請講習会等の機会を活用して新規会員の拡大に努める。

イ 未加入の処理業者に対しては、引続き協会への加入を勧誘する。

ウ 産業廃棄物関連事業所に対して、賛助会員の入会を勧誘する。

(5) 顕彰事業

ア 協会の表彰規程に基づき、功労者、優良事業所及び優良従事者の協会表彰を行う。

イ 全産連の表彰規則に基づく功労者、地方功労者、優良事業所、地方優良事業所及び優良従事

者の表彰に対して候補者を推薦する。

(6) 適正な協会運営の実施

総会、理事会を定期的に実施し、協会運営を円滑にかつ的確に行う。

また、ペーパーレス化など社会状況の変化に対応した事務の合理化に努める。

一般社団法人新潟県産業資源循環協会会員数

(令和6年4月1日現在)

支 部	正 会 員 数								賛助 会員	会員 総数
	収運	中 間	最 終	収 運 中 間	収 運 最 終	中 間 最 終	収運 中間 最終	計		
新発田	38	3	0	25	0	0	4	70	0	70
新 潟	73	5	1	50	0	0	2	131	13	144
県 央	20	1	0	16	0	0	0	37	0	37
長 岡	80	5	0	36	0	0	3	124	4	128
三魚沼	32	0	0	27	0	0	0	59	0	59
上 越	25	0	0	26	0	0	0	51	7	58
佐 渡	3	1	0	5	0	0	0	9	1	10
県 外	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
合 計	271	15	1	185	0	0	9	481	27	508

安全衛生活動への取組を進めましょう！

（一社）新潟県産業資源循環協会では、令和5年～7年の3か年計画で「労働災害による毎年の死亡者ゼロ」、「休業4日以上死傷者数を減少させ令和9年度17人以下に」といった目標を目指しています。

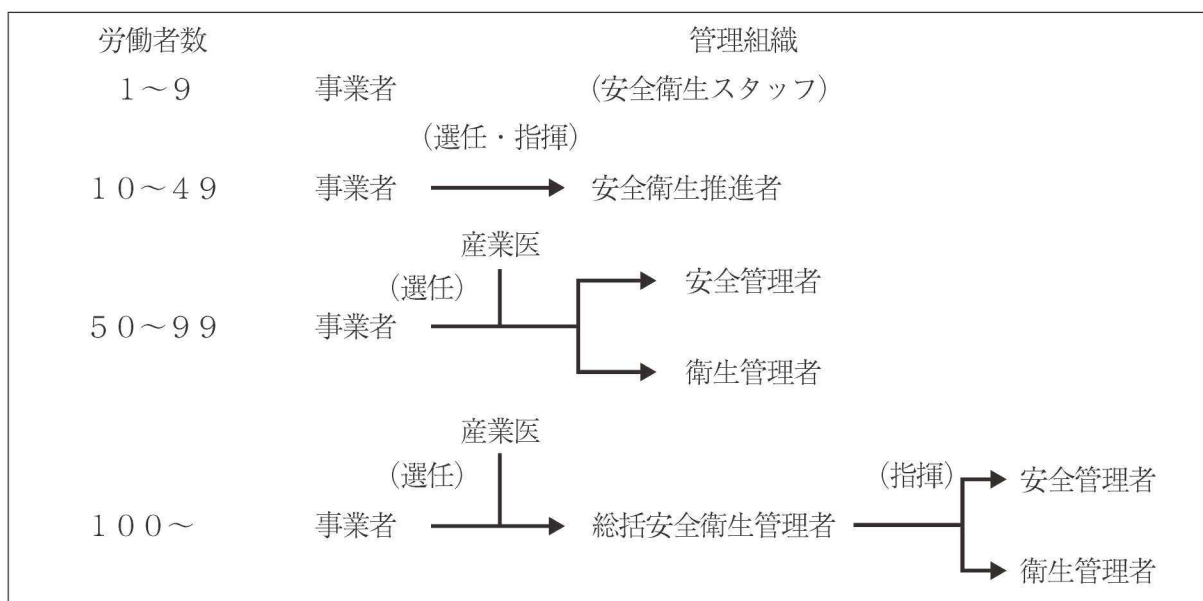
会員の皆さん、一丸となって労働災害防止対策を積極的に推進し、安全衛生水準の尚一層の向上に努めていきましょう。

産業廃棄物処理業における労働災害（休業4日以上死傷者）の発生状況及び計画目標

	R2	R3	R4	R5	目標 (R9)	前計画期間 (R2-4)平均
新潟県内 (内死亡者)	19 (0)	23 (1)	21 (0)	23 (0)	17以下 (0)	21 (0.3)
全 国 (内死亡者)	1,502 (26)	1,506 (16)	1,524 (15)	1,526 (17)	996以下 (16以下)	1,511 (19)

安全衛生管理体制を整備しましょう

労働災害を防ぎ、安全衛生活動に取り組むためには、従業員全員が協力して安全衛生を進めることのできる環境を整えなければなりません。労働安全衛生法では事業場の規模に応じて、管理者、産業医等の選任、組織の設置が義務付けられています。



重点的な取り組み項目

- (1) 全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行いましょう。
- (2) 安全衛生規程を整備しましょう。
- (3) 当業界において発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の件数を減少させるよう取り組みましょう。

令和5～7年度労働災害防止計画

一般社団法人 新潟県産業資源循環協会

1 はじめに

（公社）全国産業資源循環連合会（以下、「全産連」という。）においては令和5年度からの5年間を期間とする「第3次産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」を策定し、令和9年に休業4日以上死傷災害996人以下、死亡災害16人以下になることを目標に掲げて取り組んでいます。

この目標達成に向けて、当協会では、同計画内容を踏まえ、新潟県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動アンケート調査から実施すべき事項を当協会における労働災害防止計画（以下、「新潟県協会計画」という。）に盛り込み、会員が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとします。

新潟県協会計画の策定に当たっては、上半期（令和5年度～令和7年度）、下半期（令和8年度～令和9年度）の2期に分けることとし、このたび、上半期計画を策定いたしました。なお、下半期については、上半期での結果を点検・評価し、新たな計画として策定することとします。

2 目標（新潟県内の産業廃棄物処理業における労働災害によるもの）

- (1) 令和9年までの毎年の死亡者数をゼロにする。
- (2) 早期に減少傾向に向かわせるとともに令和9年の休業4日以上死傷者数を17人以下とする。
（平成24～26年度の実績平均22人に比して、20%以上減少させる。）

3 重点実施項目

以下の(1)～(3)を重点実施事項とします。

- (1) 全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う。
- (2) 安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。
- (3) 当業界において発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の件数を減少させる。

4 上半期（令和5～7年度）活動目標

- (1) 経営者トップによる安全衛生に関する方針を決定し表明している会員数を令和7年度に100%とする。
- (2) 安全衛生規程を作成している会員の率を令和7年度に50%以上とする。
（R④ 44.9% → R⑦ 50.0%以上）
- (3) 会員における当業界における発生数の多い労働災害の種類（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の現状把握を行い、早期に減少方向に向かうよう取組を促す。
（上半期は数値目標を設けない。）
- (4) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員の率を維持する。
（R④ 86.2% → R⑦ 86.2%以上）
- (5) 全産連が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員の率を令和4年度の実績に対して令和7年度に3ポイント上げる。
（R④ 58.0% → R⑦ 61.0%以上）

- (6) 法令で事業所規模ごとに定められている安全衛生の担当者（衛生管理者等）を選任し安全衛生管理体制を構築している会員の率を令和7年度に80%以上とする。
 (R④ 75.9% → R⑦ 80.0%以上)
- (7) 労働者へ安全教育・研修を行っている会員の率を増加させる。
 (上半期は数値目標を設けない。)
- (8) 安全衛生パトロールを実施している会員の率を令和7年度に80%以上とする。
 (R④ 75.9% → R⑦ 80.0%以上)
- (9) ヒヤリ・ハット活動を実施している会員の率を令和7年度に80%以上とする。
 (R④ 73.5% → R⑦ 80.0%以上)
- (10) リスクアセスメントを実施している会員の率を令和4年度の実績に対して令和7年度に3ポイント上げる。
 (R④ 53.9% → R⑦ 56.9%以上)
- *「安全衛生活動のアンケート調査の回答数」については毎年度同程度確保する。(数値目標は設定しない)

上記を一覧にすると次の表のとおりです。

表 活動目標一覧

	活動目標（指標）	4年度実績値	7年度目標値	備考
①	方針決定と表明	—	100%	新規
②	安全衛生規程作成済み会員率	44.9%	50.0%	
③	発生件数の多い種類の労働災害の発生件数	—	減少	上半期は数値目標を設けない
④	協会の活動認知 会員数割合	86.2%	86.2%	
⑤	全産連ツール認知 ヌ	58.0%	61.0%	
⑥	安全衛生管理体制構築 ヌ	75.9%	80.0%	
⑦	従業員教育・研修実施 ヌ	—	増加	上半期は数値目標を設けない
⑧	安全パトロール実施 ヌ	75.9%	80.0%	
⑨	ヒヤリ・ハット活動実施 ヌ	73.5%	80.0%	
⑩	リスクアセスメント実施 ヌ	53.9%	56.9%	
	アンケート回収率	86%		毎年度同程度数確保

【参考】目標値設定の考え方

- ・ 80%以上の実施率を達成している項目はその率を維持する。
- ・ 安全衛生規程の作成済み会員の率は、第2次計画の最終目標50%を改めて目指す。
- ・ 70%～80%未満の実施率は、80%を目指す。
- ・ その他は、令和4年度の値を3年で3ポイント引き上げる。

5 活動目標を達成するための当協会における取組

事業場の安全衛生を確保するためには、労働安全衛生法令の遵守はもとより、事業場の自主的な

安全衛生活動への取組が必要です。当協会では、各会員等の取組を支援することで、「目標」の達成を図ります。

また、会員の取組状況は、毎年度、「安全衛生活動の現状調査」を行って把握し、その結果を踏まえて、処理業振興委員会（安全衛生分科会）で評価し、目標、事業の見直しを行い継続的な改善を図ります。

(1) 会員の意識醸成

- ① 総会や研修会など、あらゆる機を捉えて、会員等に対して労働災害発生防止に取り組む意義やその対策の重要性を周知します。
- ② 新潟労働局、労働基準監督署等と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、得られた情報を周知します。
- ③ 協会、各支部の会議等を利用して、安全衛生に係る情報伝達・交換を行います。
- ④ 安全衛生に関する研修会を行い、会員の労働安全衛生活動を支援します。
- ⑤ 機関誌、協会ホームページ、メール等の手段を活用し、必要な情報提供を行い、会員へ意識の高揚を促します。

また、窓口来訪者、マニフェスト購入者等に対して、必要な情報提供を行います。

(2) 教育資材の活用

- ① 「産業廃棄物処理業安全衛生チェックリスト」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」、「安全衛生規程作成支援ツール」等のツールや各種のチラシ・ポスターの紹介・提供を行います。
- ② 協会ホームページに、全産連等の有用なサイトへのリンクを張り、情報の集約と効果的な発信に努めます。
- ③ 労働安全衛生に関する「標語」を募集し、優秀な標語を活用して意識高揚を図ります。

(3) 会員における安全衛生活動の現状把握

- ① 現状調査は、今後の事業の方向性を定める重要なものであり、併せて会員の意識高揚ツールとしても有効と考えられるため、会員への調査回答への協力依頼を繰り返し行い一定以上の回収率を確保します。
- ② 得られた結果を分析・評価し、対策へ反映させます。

6 活動目標を達成するための会員の取組

(1) 経営トップによる安全衛生に関する所信表明（方針の表明、従業員への周知）

企業の経営トップが、労働災害防止に向けた「所信」を明らかにし、自ら率先して職場の安全点検等を行うなど従業員に労働災害防止の呼びかけを行う。

(2) 労働災害の未然防止対策の推進

- ① 事業場等の安全衛生パトロールを実施する。
- ② 事業場等におけるヒヤリ・ハット活動の導入及び定着を図る。
- ③ 「セーフティー・ミーティング」、「危険予知（KY）活動」、「ひと声かけあい運動」、「指差呼称」など、労働災害未然防止に向けた各種取組を行う。

- ④ 安全衛生パトロールを行い、危険有害な箇所、安全衛生の管理状況を確認し、問題があれば速やかに改善を行う。
- (3) リスクアセスメントの実施
危険の芽（リスク）を見つけ出し、予想される労働災害の重大さからリスクの大きさを見積もり、大きいものから順番に対策を実施していくリスクアセスメントの実施及び定着を図る。
- (4) 計画的な安全衛生活動の実施
方針に基づいて、事業場の安全衛生水準の向上、災害の減少等を期するため、年間の計画等を定め、計画的な安全衛生活動に取り組む。
- (5) 安全衛生管理体制の構築
事業所の規模等に応じて、安全衛生の担当者（安全衛生スタッフ、安全衛生推進者、安全管理者等）を選任して、安全衛生管理体制を構築する。
- (6) 安全衛生教育の実施
労働者や指揮監督する者が、安全についての知識や技能が不十分だと、仕組みが十分機能しないおそれがあることから、計画的に安全衛生教育を実施する。
- (7) 安全衛生規程の整備
安全衛生規程は、事業者から労働者への安全の配慮、安全衛生活動に対する姿勢を示すもので、その重要性を認識し、安全配慮義務違反に問われないよう、事業場の規模や事業内容に応じた「安全衛生規程」を整備する。

【 参 考 】

- * 「産業廃棄物処理業安全衛生チェックリスト【全産連版】」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース【全産連版】」、「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル【厚生労働省】」等の活用が有効です。

<https://www.zensanpiren.or.jp/disposal/safety/>

- * 新潟県協会では、リスクアセスメントや実践的な内容を盛り込んだ研修会を実施しています。他にも同様な取組を行う団体等ありますので、これらの「研修会」等に積極的に参加することも有効です。
- * 計画的な安全衛生活動を行うための年間計画の参考となるひな形としては、新潟地方労働局が「50人以上の事業所」に提出を義務付けている「安全衛生管理活動計画（記入例）」があります。なお、状況に応じて月ごとの月間計画を定めることも有効です。（裏面に記入例を掲載）
- * 全産連の「産業廃棄物処理業モデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」等を活用すると、簡単に標準的な安全衛生規程が作成できます。

<https://www.zensanpiren.or.jp/kitei/form.html>

平成〇〇年（度）安全衛生管理活動計画（記入例）

①基本方針・目標 重点事項・スローガン	（基本方針） 全員参加で安全衛生に取り組む、活動の一 層の進捗と自己管理意識の高揚を図り、災 害のない明るい職場づくりを達成する	（目標） 危険予知の実践と確実な安全行動で無災害を 達成する	事業場名 〇〇〇〇会社	労働者数 男 〇人 女 〇人 計 〇〇人	平均年齢 〇〇才
	（重点事項） 設備の危険箇所の点検と計画的改善 4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底 作業手順の重点化と指差し確認等の励行	（加・イ） 危険ゼロへは近道なし 日々の歩みが安全を創る			

②前年（度）計画の評価 （実施状況・反省点等）	概ね計画に基づいた安全衛生活動を実施したが、健康診断受診後における有所見者に対応 が計画されていなかったため、フォローアップが完全ではなかった。転倒災害1件発生。 本年度は、有所見者に対する事後措置について産業医を交えて対応すること、また、災害 につながる危険ゼロを目指し、災害防止活動の中核となるメンバーの養成を図ることを計画 に盛り込んだ。			休業災害（4日以上 〇件、4日未満 1件）・不休災害（ 〇件） ①災害の特徴（概要）：フロアマット同士が重なり段差になっていため、当該部 分に置き転倒した。 ②再発防止対策の状況：会社内の床を総点検し、マットが重なり段差が生じていた 部分を解消した。	
----------------------------	--	--	--	---	--

実施事項	実施内容	年間スケジュール												備考
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
行事・会議	安全衛生委員会 職場安全パトロール	○		○		○		○		○		○	→	毎月開催
点検・整備	フォークリフト特定自主検査 クレーン年次検査 施設内機器点検	○					○			○				
安全教育・訓練・研修	新入社員教育 ゼロ災リーダー養成研修		○		○				○			○		
各種規定等の整備	安全衛生管理規程の見直し 作業手順書の見直し				○			○						
作業環境測定・快適な職 場環境づくり	作業環境測定（有機溶剤） 騒音測定			○						○				
健康診断・健康保持増進 メンタルヘルス対策	定期健康診断 有機溶剤健康診断 ストレスチェックの実施・分析						○						○	
リスクアセスメント	危険・有害作業の特定 危険・有害作業の見積 危険・有害作業の対策							○					→	
安全衛生活動・調査研究	ヒヤリハット運動 5S運動												→	随時実施 随時実施
その他	労災の分析調査	○												
④実施状況確認と活動評価	実施状況の確認 活動状況の評価													

実施状況の評価方法 実施欄…「○」計画どおり実施、「△」一部未実施、「×」未実施 評価欄…「A」災害なく計画推進に支障なし、「B」災害発生あり・一部改善すべき事項がある、「C」災害多発傾向にあり・計画の見直し必要	記入担当者職 氏 名 総務課長 〇〇〇〇
--	----------------------------

注）計画の作成に当たっては、安全衛生委員会等で調査審議し、「安全管理状況自主点検表」による点検結果や「前年計画の評価」が考慮されたものとしてください。

令和5年度 青年部会活動報告

新潟県産業資源循環協会青年部会 部会長 藤井 映規

当青年部会は、現在49社の部会員とともに、業界発展のために部会活動を行ってまいります。以下に令和5年度の活動を報告いたします。

会員の状況 令和6年3月31日 現在 49名

【活動報告】

令和5年度 新潟県産業資源循環協会青年部会 通常総会

日 時：令和5年6月28日（水）

場 所：新潟市 参加者26名（全議案可決）

スポ GOMI ワールドカップ新潟 STAGE

日 時：令和5年7月1日（土）

場 所：寺泊海水浴場 参加者7名





新潟県産資源循環協会青年部会 研修会及び勉強会

日 時：令和5年10月6日（金）

場 所：長岡市 参加者26名

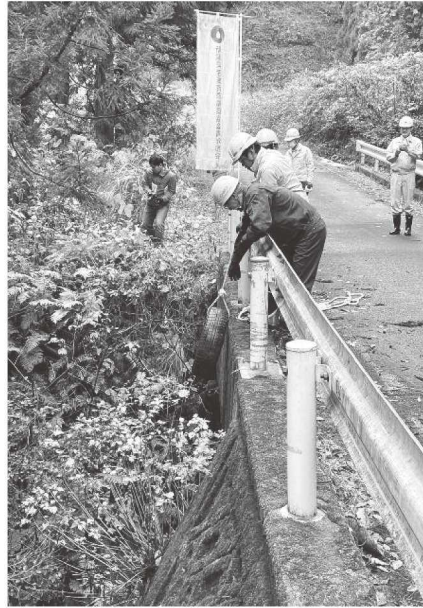


魚沼地区不法投棄物撤去事業

日 時：令和5年11月8日（水）

場 所：南魚沼市 参加者7名





新潟県産業資源循環協会青年部会 忘年会

日 時：令和5年11月27日（月）

場 所：上越市 参加者15名

全国産業資源循環連合会青年部協議会 信越・北陸ブロック 第15回通常総会

日 時：令和5年6月6日（火）

場 所：長野県松本市 参加者5名

第24回全国産業資源循環連合会青年部協議会 通常総会

日 時：令和5年6月15日（木）

場 所：東京都港区新橋 参加者3名

全国産業資源循環連合会青年部協議会 中部ブロック交流会

日 時：令和5年9月8日（金）

場 所：長野県諏訪市 参加者4名

全国産業資源循環連合会青年部協議会 第12回全国大会九州大会 IN 沖縄

日 時：令和5年10月27日（金）

場 所：沖縄県那覇市 参加者18名

全国産業資源循環連合会青年部協議会 第13回カンファレンス in 鳥取

日 時：令和6年2月8日（木）

場 所：鳥取県米子市 参加者4名

令和5年度 事業活動状況

【新潟県産業資源循環協会新発田支部】

1 産業廃棄物適正処理推進セミナー

- (1) 日時・会場：令和5年10月12日（木） 13時30分～16時30分 新発田市生涯学習センター
- (2) 演 題：①産業廃棄物不法投棄の現状と対策
②産業廃棄物排出事業者の排出責任 等
- (3) 講 師 名：①県環境センター環境課 課長代理 近藤将弘 氏
②（公社）全国産業資源循環連合会 元専任講師 渡辺一法 氏
- (4) 参加者数：38名



2 研修会

- (1) 日 時：令和6年2月7日（水） 16時～17時
- (2) 演 題：「新潟県の脱炭素化に向けた取組」
～新潟県2050年カーボンゼロの実現に向けた戦略～
- (3) 講 師 名：新潟県環境局 環境政策課 カーボンゼロ推進室
主査 高橋陽太 氏
- (4) 参加者数：37名



3 先進地視察研修

(1) 日 時：令和5年11月21日（火）

(2) 視察先事業所名：①株式会社シー・アイ・シー 藤岡リユースセンター

②東金属株式会社 群馬第2工場

(3) 視察先所在地：①群馬県藤岡市本動堂894-3

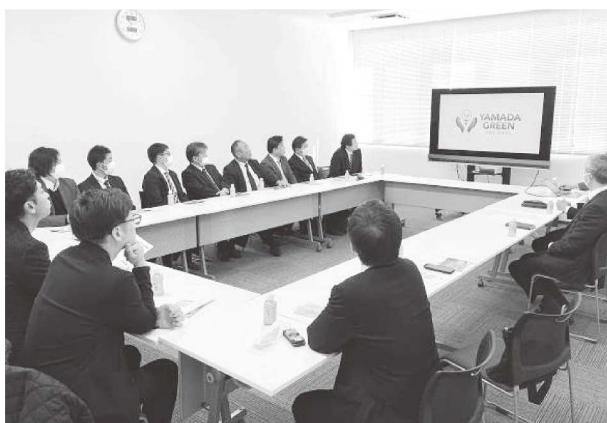
②群馬県太田市新田木崎町1404番地9号

(4) 施設の種類：①リサイクル・リユースセンター（冷蔵庫、洗濯機等）

②小型家電再資源化施設

(5) 参加者数：14名

①株式会社シー・アイ・シー 藤岡リユースセンター



②東金属株式会社 群馬第2工場



【新潟県産業資源循環協会新潟支部】

1 視察研修の実施

(1) 日 時：令和5年11月21日（火）～22日（水）

(2) 視 察 等

1 日目：熊本県公共関与最終処分場 エコアくまもと（玉名郡南関町）

2 日目：熊本市周辺視察

(3) 参 加 者：9 社11名





2 業務研修会の開催

- (1) 日 時：令和6年1月22日（月）15時～17時
- (2) 会 場：新潟グランドホテル
- (3) 研修内容：第1部 「今後求められる廃棄物処理のすがたを考える」
新潟県環境局資源循環推進課産業廃棄物係 係長 高橋雅昭 氏
第2部 「サーキュラーエコノミーの社会 – “排出事業者”のこれから –」
合同会社エコ・インテレクト 代表社員 松本津奈子 氏
- (4) 参 加 者：業務研修会：32名 意見交換会：26名



3 産業廃棄物3R推進セミナー

- (1) 日 時：令和5年10月10日（火）13時30分～16時30分
- (2) 会 場：新潟県民会館（新潟市中央区一番堀通町3-13）
- (3) 講 演：「プラスチック資源循環法の概要」
講師：（公財）新潟県環境保全事業団
リサイクルアドバイザー 米田和広 氏
「プラスチックリサイクルの現状と課題」
講師：（公財）日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部 青柳哲也 氏
- (4) 参 加 者：82名



4 親睦事業

第15回ゴルフコンペの開催

- (1) 日 時：令和5年10月17日（火）
- (2) 会 場：紫雲ゴルフ倶楽部 加治川コース
- (3) 参 加 者：9名

【新潟県産業資源循環協会県央支部】

1 講演会

廃棄物のことは県央で学べ!! 地元有識者から学ぶ廃棄物適正処理の使える知識

- (1) 日 時：令和5年6月1日（木）
- (2) 演題及び講師名：
 - ①目で見るアスベスト
～現場で役立つアスベスト建材識別のポイント～
株式会社NSS 計測課係長 小島正幸 氏
 - ②覚えていますか？ 廃棄カツ不正転売事件
～事例から学ぶ廃棄物適正処理実務～
ひめさゆり法律事務所 弁護士 上野敦史 氏
- (3) 参加者数：29人



2 研修会

産業廃棄物適正処理推進セミナー

- (1) 日時・会場：令和5年11月2日（木） 13時30分～16時30分 燕三条地場産業振興センター
- (2) 演題及び講師名：
 - ①産業廃棄物不適正処理の現状と対策
三条地域振興局環境センター環境課
課長代理 松井妙子 氏
 - ②産業廃棄物の排出事業者責任について
～法令違反や事故災害を防ぐための対策のポイント～
(公社) 全国産業資源循環連合会
元専任講師 渡辺一法 氏
- (3) 参加者数：63人



3 視察研修

令和5年度視察研修会

- (1) 日 時：令和5年10月13日（金）～14日（土）
- (2) 視察先事業所名：①Jマテ、バイオマス循環株式会社（新潟県上越市）
②ミヤマ株式会社 花伝舎（長野県長野市戸隠）
- (3) 参加者数：10人



【新潟県産業資源循環協会長岡支部】

1 産業廃棄物適正処理推進セミナー

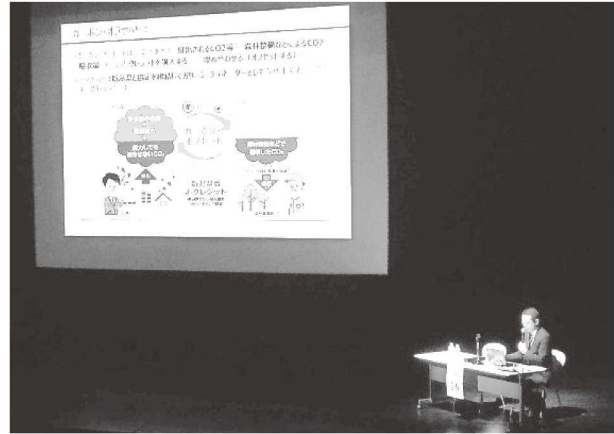
- (1) 日時・会場：令和5年10月19日（木） 和同新産センタービル
- (2) 演題及び講師：
- ①産業廃棄物不適正処理の現状と対策
長岡地域振興局環境センター環境課
課長代理 渋谷正紀 氏
 - ②産業廃棄物排出事業責任
～基礎を復習しよう～
合同会社 エコ・インテレクト
代表社員 松本津奈子 氏
- (3) 参加者数：68人



2 研修会

中越地区環境保全協議会と合同（共催：長岡市）

- (1) 日 時：令和5年12月20日（水） 於：長岡リリックホールシアター
- (2) 演題及び講師名：「カーボンオフセットについて」
長岡技術科学大学 国際産学連携センター／主任 UEA 兼特任講師
勝身麻美 氏
- 「脱炭素経営に資する取り組み」
株式会社大光銀行 地域産業支援部 企業支援グループマネージャー
吉崎康正 氏
- (3) 参加者数：58名



3 視察研修

- (1) 日 時： 令和5年10月23日（月）～24日（火）
- (2) 視察先事業所名：自動車安全運転センター安全運転中央研究所
日産自動車いわき工場
- (3) 視察先所在地： 茨城県ひたちなか市、福島県いわき市
- (4) 施設の種類： 安全運転教育総合施設、自動車工場
- (5) 参加者数： 23名

【新潟県産業資源循環協会三魚沼支部】

1 講演会（支部総会）

- (1) 日 時： 令和5年5月11日（木）
- (2) 演 題：「魚沼地域の地震被害想定」
- (3) 講 師 名：新潟大学 教授 ト部厚志 氏
- (4) 参加者数：41人

2 視察研修

- (1) 日 時： 令和5年10月3日（火）～5日（木）
- (2) 視察先事業所名：八海山ニセコ蒸留所
- (3) 視察先所在地： 北海道ニセコ町、札幌市 方面
- (4) 施設の種類： ウイスキー蒸溜所（地元企業）
- (5) 参加者数： 15人

3 不法投棄原状回復事業

- (1) 事業名：野田地区不法投棄廃棄物撤去事業
- (2) 日 時： 令和5年11月8日（水）午前9時30分～10時45分
- (3) 場 所： 南魚沼市野田地区山林内
- (4) 実施内容： タイヤ50本、大型車用タイヤ4本、布団、冷蔵庫、
電気ストーブ等



4 産業廃棄物適正処理推進セミナー

(1) 日時・場所：令和6年1月18日（木） 道の駅クロステン十日町

(2) 演題及び講師：

①産業廃棄物不適正処理の現状と対策

南魚沼地域振興局環境センター環境課 課長代理 杉原 誠 氏

②産業廃棄物排出事業責任～基礎を復習しよう～

合同会社 エコ・インテレクト 代表社員 松本津奈子 氏

(3) 参加者数：53人



5 その他事業

親善ゴルフ大会

令和5年10月18日（水）

十日町カントリークラブ 参加者13名

新年会

令和6年1月30日（火） 26人出席

災害廃棄物処理の協力に関する協定締結

令和5年10月24日（火）（南魚沼市、湯沢町）



【新潟県産業資源循環協会上越支部】

1 研修会（3団体合同環境対策研修会、広域協・保全協）

- (1) 日 時：令和6年3月22日（金）
- (2) 演 題：①「新潟県における脱炭素の取組」
②「能登半島地震と雪の災害」
- (3) 講 師 名：①新潟県環境局環境政策課カーボンゼロ推進室
室長 渡辺謙一 氏
②国立研究開発法人 防災科学技術研究所 雪氷防災研究センター
特別研究員 上石 勲 氏
- (4) 参加者数：支部会員19名（総数53名）

2 視察研修（3団体合同視察研修、広域協・保全協）

- (1) 日 時： 令和5年12月15日（金）
- (2) 視察先事業所名：①国立研究開発法人 防災科学技術研究所 雪氷防災研究センター
②朝日酒造株式会社
- (3) 視察先所在地： ①長岡市栖吉町前山187-16
②長岡市朝日880-1
- (4) 施設の種類： ①研究施設
②酒造会社
- (5) 参加者数： 支部会員4名（総数12名）

3 産業廃棄物適正処理推進セミナー

- (1) 日 時：令和5年10月17日（火）
- (2) 場 所：ユートピアくびき希望館 第三会議室
- (3) 演 題：①産業廃棄物不法投棄の現状と対策
②産業廃棄物排出事業者責任 ～基礎を復習しよう～
- (4) 講 師 名：①新潟県上越地域振興局 健康福祉環境部
環境センター環境課 課長代理 山口 晃 氏
②合同会社エコ・インテレクト 代表社員 松本津奈子 氏
- (5) 参加者数：支部会員12名（総数32名）



【新潟県産業資源循環協会佐渡支部】

1 産業廃棄物適正処理推進セミナー

(1) 日 時：令和5年10月11日（水）

(2) 会 場：佐渡市金井コミュニティセンター

(3) 演題及び講師：「産業廃棄物不法投棄の現状と対策」

佐渡環境センター環境課 主査 佐藤 祥 氏

「産業廃棄物の排出事業者責任について」

～法令違反や事故災害を防ぐためのポイント～

(公社) 全国産業資源循環連合会 元専任講師 渡辺一法 氏

(4) 参加者数：30名



2 不法投棄撤去事業

(1) 不法投棄撤去事業事前準備（草刈り）（令和5年11月3日（祝金））

(2) 不法投棄撤去事業

ア 相川地区（令和5年11月10日（金））

イ 真野地区（令和5年11月16日（木））

